齢者交付金がある場合には、これを控除した額）に七分の十を乗じて得た額の合計額（以下この項において「総療養諸費」という。）を組合の基準年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数（以下「平均被保険者数」という。）で除して得た額をいい、「当該組合の被保険者一人当たりの療養の給付に要した費用の額、療養費の支給についての療養につき算定した費用の額並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、当該組合の被保険者一人当たりの前期高齢者交付金を控除した額）に七分の十を乗じて得た額」とは、当該組合の被保険者に係る基準年度の総療養諸費の額を当該組合の平均被保険者数で除して得た額をいう。

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の四を附則第五条の六とし、附則第五条の三の次に次の二条を加える。

（平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）

第五条の四　平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	第三十四条第一項	附則第十三条の五の二
	第三十五条第一項	附則第十三条の五の三
第十七条	第二条及び	附則第五条の四の規定により読み替えられた第二条及び
	第二条第一項	附則第五条の四の規定により読み替えられた第二条第一項
	第三十四条第一項	附則第十三条の五の二
	第三十五条第一項	附則第十三条の五の三
第三十六条	第二条及び	附則第五条の四の規定により読み替えられた第二条及び
	第二条第一項	附則第五条の四の規定により読み替えられた第二条第一項
	第三十四条第一項	附則第十三条の五の二
	第百二十条第一項	附則第十四条の五第一項
	第三十五条第一項	附則第十三条の五の三
	第百二十一条第一項	附則第十四条の六第一項

（平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算）

第五条の五　平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十三条の五の二第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十三条の五の二第三号に規定する調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額	
法附則第十三条の五の二第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額	
法附則第十三条の五の三第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額	
法附則第十三条の五の三第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の五の三第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の五の四第一項第二号に掲げる額	
法附則第十三条の五の四第一項第四号に掲げる額	
法附則第十三条の五の四第二項に規定する後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額	
法附則第十三条の五の四第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額	
法附則第十三条の五の四第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額	
法附則第十三条の五の五第一項第二号に掲げる額	
法附則第十三条の五の五第一項第四号に掲げる額	
法附則第十三条の五の五第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額	
法附則第十三条の五の五第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の五の五第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額	
法附則第十四条の五第一項第一号に掲げる額	
法附則第十四条の五第一項第三号に掲げる額	
法附則第十四条の五第二項に規定する概算総報酬割後期高齢者支援金額	